



# 新しい家族のカタチ

ある食品用ラップフィルム会社のWeb動画が男女共同参画の視点から大変興味深かったのでご紹介します。

冒頭、お父さんらしき男性は台所で洗い物、その間女性は子どもを寝かしつけ中、画面には「僕は手伝わない」という驚きのフレーズが。続けて共働き夫婦の日常の映像の中、仕事でも家事でもひたむきな男性がところどころ文字で語ります。

「手伝う、じゃなくて僕もやるのが当たり前だと思うから。」「家族のカタチも仕事のカタチも変わったのだから、僕たちのカタチも変わるはず」

男性の自然に家事をこなす姿、時々小さな失敗もある完璧ではない姿、そして寛容な妻の姿に共感が持てます。



作成側によりますと、『家事や育児は、家族が家族として生きていくには欠かせないもの。共働きや在宅勤務が広がるいま、夫婦の間で「どっちがやる」ではなく、「一緒にやる」という考え方

も、世の中に広がりつつあります。互いが互いをもっと尊重し、支えあう世の中に』そんな思いを込めて作られた動画ということです。(興味のある方はインターネットで「僕は手伝わない」と検索してみてください)

加えて、金融サービス会社が毎年開催している「働くパパママ川柳」の今年の大賞作品をご紹介します。

「イクメンは 名もなき家事が できてから」

第2次名寄市男女共同参画推進計画においても「家庭生活における活動と他の活動の両立」を基本理念のひとつとし、家族を構成する男女がお互いに協力できる社会を目指しております。

今回の記事が、市民のみなさまの男女共同参画について考えるきっかけとなればと思います。

問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

## 海外から心当たりのない荷物が届いた！

### 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

昨日、海外からの荷物が国際郵便でポストに投函されていた。まったく心当たりがないので開封していない。表書きには中国語、英語の表記があり、宛名の住所・氏名・電話番号は私宛てになっている。ネット通販を利用した覚えもない。どうしたらよいか。(40代女性)



- ◆ポスト投函されていた荷物は、未開封であれば郵便局へ持参し受取拒否対応が可能です。
- ◆荷物を受け取ってしまったも、注文していない商品であれば原則2週間保管した後、自由に処分することができます。
- ◆代金を請求されたときは、心当たりがなければ支払う必要はありません。クレジットカードなどの利用明細に不審な請求がないか確認しましょう。
- ◆届いた荷物がブランド品のニセ物と疑われる場合、海外に送り返すと関税法違反になることがありますので注意が必要です。
- ◆国内のネット通販で注文しても、海外から配送されることがあります。「ネット通販で注文したのにまだ届いていない。家族が注文したプレゼントなどではないか？」など確認しましょう。また、配送予定があれば家族で情報を共有しておきましょう。



アドバイス

困ったときは早めに消費生活センターに相談ください。